

一般社団法人北海道知的障がい福祉協会加藤勲記念災害対策基金規程

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 事業

第1節 活動（第4条―第6条）

第2節 検証及び報告（第7条―第9条）

第3章 管理（第10条―第12条）

第4章 その他（第13条・第14条）

附 則

前 文

近年、地震、台風、集中豪雨等未曾有の自然災害が多発し、会員及び会員施設、事業所において大規模停電、浸水・土砂災害等に被災する事態が発生しており、本協会常務理事であった故加藤勲氏はこれら災害への救援・支援対策に卓越した手腕と指導力を発揮された。また、施設等が被災した場合の救援にあたっては行政機関等が救援に動き出すまでの間に迅速に救援・支援を行う必要性、重要性を強く訴えていた。

氏は、平成30年12月8日に不慮の事故に遭遇され志半ばにして故人となられたが、ご遺族から協会に対し多額の寄附が寄せられたことから、氏のご遺徳を偲び、そのご功績とご意志に應えるために、この寄附金を活用させていただき、氏の名前を冠した災害対策基金を創設し、本協会の災害に対する備えの強化、充実を図るものである。

第1章 総 則

（名称）

第1条 この規程は、一般社団法人北海道知的障がい福祉協会加藤勲記念災害対策基金規程（以下「この規程」という。）と称する。

2 この基金は、一般社団法人北海道知的障がい福祉協会加藤勲記念災害対策基金（以下「基金」という。）と称する。なお、基金の略称は「加藤基金」という。

（趣旨）

第2条 この規程は、設置した基金の管理及び運営等を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定める。

（目的）

第3条 この基金は、会員及び会員施設、事業所（以下「被災施設」という。）が被災し、それを他の会員又は会員施設、事業所（以下「救援施設」という。）が救援活動等を行う活動

の経費として支出するため、こうした災害の発生に備え積立てを行うものとする。

第2章 事業

第1節 活動

(対象経費)

第4条 この基金は、被災施設が被災し、救援施設が救援活動にかかる次の経費（以下「救援活動費」という。）を支出の対象とする。

- (1) 食糧費（食材料費を含む。）、消耗品費、日用品費、医薬材料費、介護材料費、燃料費及び需用費
- (2) 救援機材、機器購入費（備品購入費を除く。)
- (3) 救援活動に要する車両等機器のリース料、その他借り上げに関する費用
- (4) 旅費（当該会員法人の旅費規程の範囲内の額とする。）、運送料、通信運搬費、利用料
- (5) 保険料、修繕費（当該救援活動により生じた修繕に限る。)
- (6) その他会長が必要と認める経費

2 前項の経費のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の適用を受けるなど公費による支出があった場合は、その額を控除した額とする。

3 会員及び会員施設、事業所以外の施設等に対し、特に必要があると認められる場合、会長は救援活動を行うことができる。

(救援活動)

第5条 災害等の発生により被災した会員等は協会に対し救援要請を行うことができる。協会是要請を受けたとき、会長が速やかに派遣の必要性等を判断し、派遣人員、規模、派遣を依頼する救援施設等を検討の上、救援施設に要請し、被災施設等への救援派遣等を行う。

2 被災施設との通信が途絶するなどにより、被災施設からの要請が困難であると思われるときは、会長は、被災施設の近隣会員施設や所属地方会長からの情報をもとに重大な被災があったものと判断されるときは被災施設から要請があったものと見なし、前項の規定により派遣を行うことができる。

3 被災施設が所属する地方会長、部会長又は近隣の会員等（以下「地方会長等」という。）が緊急に救援活動をそれぞれの判断で行った場合は、前項の規定を準用する。この場合、地方会長等は速やかに会長に報告しなければならない。

(会長の代行)

第6条 前条の規定により救援活動の要請等があった時などに、会長が不在又は災害により連絡が不能なときは、「会長」を「副会長」又は「常務理事」と読み替えて適用する。

第2節 検証及び報告

(活動の検証)

第7条 前条の活動について、会長は、後日危機管理対策委員会へ諮問し、派遣等活動の蓋然性や規模、支援内容等について当該委員会の意見を聞くものとする。

2 危機管理対策委員会は、会長から諮問があったときは、活動内容等の検証を行わなければならない。

(理事会への報告)

第8条 基金からの支出があったとき、会長は、直近に開催される理事会において次の事項を報告し承認を得なければならない。

- (1) 被災施設の名称及び所在地、被災状況
- (2) 救援活動を行った年月日及び実施期間
- (3) 基金を取り崩し支出した経費の額
- (4) 救援活動の内容
- (5) 復旧の状況、救援活動の成果、その他必要な事項

(公表)

第9条 前条により報告されて事項については、作成した書面を主たる事務所に別に定める期間備え置かなければならない。

2 会員は、協会業務の時間内はいつでも当該書面の閲覧を請求することができる。

第3章 管 理

(設定及び資産の範囲)

第10条 この基金は、一般社団法人北海道知的障がい福祉協会会計規程（以下「会計規程という。」）第39条に定める特定目的の資産とし、勘定科目を固定資産の特定資産に設定する。

2 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から基金とすることを指定して寄附された財産

(管理及び取崩等)

第11条 この基金は、会計規程に基づき貸借対照表及び財産目録上に名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

2 基金として積み立てる額及び積み増しを行う額は、当該会計年度の歳出予算に定めるところによる。

3 この基金は、第3条に規定するその目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことはできない。

4 目的外の取り崩しを行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。
(運用)

第12条 基金の運用に関し必要な事項は、会長が別に定めるところとする。

2 この基金により生ずる利息は、基金に繰り入れるものとする。

第4章 その他

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補足)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。